

<仮訳>

日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル
6月3～4日、ベルリン
提言書

Working Party 1

貿易と投資

【日、EU両政府に対する提言】

1-EJ-1 共通の制度構築に向けた対話の開始（共同提言）

1. 日、EU両政府は、双方の真の経済統合の推進を視野に入れて、市場開放と規制緩和に向けた努力を継続するべきである。こうした前提に立ち、E J B D R Tは、両政府が既存の自由貿易協定や経済連携協定の先を行く「経済統合協定（E I A）」の締結に向けて予備的な議論を開始することを提案する。
2. 両政府は WTO の下での多国間貿易協定の成立に向けて、最大限の努力を継続すると同時に、通常の F T A や E P A の枠組みを越えた協定に向けての協議の先鞭をつけるべきである。「経済統合協定（E I A）」は、双方が構造改革を推進することを通じて、貿易と投資に関わる関係の深化をもたらすものでなければならず、かつ現在 WTO の下での交渉の枠外となっている、自由な競争、公正な投資ルール、政府調達、知的財産権、統一的な環境基準などのテーマも含まれるべきである。

1-EJ-2 迅速な事業展開の支援（共同提言）

1. 社会保障保険料
日本とEU加盟各国は、社会保障協定のネットワーク拡大に向けて、更なる努力を行うべきである。また、暫定措置として、受入国による年金掛け金の免除、あるいは帰国時に年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。
2. 労働滞在許可
日、EU両政府は、両国間の企業内転勤者の労働及び滞在に関わる許可の取得手続きを簡素化、迅速化するための合意を締結すべきである。その際、赴任国入国後の申請を認めること、及び配偶者に本人と同じ権利を自動的に付与することを含めるべきである。

日本政府は、ビザを保有する外国人に対して追加的に再入国申請を義務付ける制度を廃止し、ビザが発給された時点で、自由な出国や再入国が自動的に認められるような制度

に改めるべきである。

3. 個人情報保護制度

日、EU両政府は、日EU間に国際的に対等で、透明性があり、かつ十分な情報保護が保証された個人情報保護の環境を構築するため、協力して進むべきである。日本政府が2007年の進捗報告書で、日本の制度は国際的にも十分なレベルの保護が確保されると回答していることを受け、欧州委員会は、日本の個人情報保護法とその運用が適正なレベルの保護を確保しているかどうかを評価するスタディを開始することを検討すべきである。

1-EJ-3 新たなグローバルスタンダードの推進に向けた協力（共同提言）

1. 両政府は、現在先進国間で行われている特許制度の国際調和に向けた協議（Alexandria process）の早期の合意成立に向けて、リーダーシップを発揮するべきである。
2. 我々は、模造品、海賊版の防止の重要性を認識している。日、EU両政府は、そうした模造品、海賊版に対抗し、知的財産権の執行強化を目的とする新たな国際的な法的枠組みを創設するために最大限努力し、緊密に協力すべきである。
3. 日、EU両政府は、省エネに関する規制とラベル表示に関する制度の調和を図るべきである。

【対日本政府提言】

1-J-1 国際標準の認識と適用

1. 日本政府は、食品添加物の国内規制を世界保健機関（WHO）や国連食糧農業機関（FAO）による規制と完全に整合させるという長期的目標に向けた一歩として、2001年に採択された「ポジティブリスト制度」の対象となっている46品目の食品添加物のうち、依然として認可されていない残り39品目をこれ以上の遅滞なく認可すべきである。
2. 日本政府は、植物検疫の国内規制をWTO協定（関税および貿易に関する一般協定（GATT）や関連する「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と整合させるべきである。我々は、こうした措置により、在来種の保護を目的とした植物防疫を危険にさらすことなく、切花や生鮮品の市場アクセスを改善することができると思う。
3. 日本政府は、あらゆる建築資材に関する日本農林規格（JAS規格）／日本工業規格（JIS規格）とEN規格を全て相互承認すること、外国検査機関の認定手続きを効率化することを目指して、EUの関係当局と協力するべきである。
4. 日本政府は、有機食品の表示の相互承認を達成すべく、EUの関係当局と協力するべき

である。

5. 日本政府は、化粧品原料のポジティブリストを EU のポジティブリストと整合させ、欧米で汎用されている原料や最近承認された原料の迅速な認可を可能にする仕組みを確立するべきである。
6. 日本政府は、国際標準化機構（ISO）の認証を受け入れることにより、食品衛生法に基づき食器の輸入に適用される現行の規制と、EU や世界の他の地域における同様の規制との整合性を高めるべきである。
7. 日本政府は、医療機器分野の規制プロセスの簡素化と整合化を図るべく、欧州政府と協力すると共に、特に、安全性と性能の基本原則、製造承認、臨床試験、製造施設の現場監査に関する規制慣行・基準の相互受け入れを促進すべきである。

1-J-2 規制の透明性と合理性の向上

1. 日本政府は、外国企業と国内企業の日本での事業活動を促進するため、新たな規制の策定その他において、あらゆる規制分野における透明性と一貫性を高め、規制当局者の説明責任を強化すべく、取り組みを活発化するべきである。
2. 日本政府は、行政手続法（APL）の更なる改正を含め、以下の点を確保するために必要な措置を講じるべきである。
 - パブリックコメントの現行要件の順守を実施・監視することにより、全ての法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の案についてパブリックコメントが実施されるようにする。
 - 国会審議のための法案提出に先立ち、法案の要旨ではなく全文がパブリックコメントに付されるようにする。
 - 提出意見について検討する時間を当局に与えるため、パブリックコメントの実施期間終了後、最終的な法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の提出または公表までに 30 日間の猶予期間が設けられるようにする。
3. 課税分野については、税務当局から恣意的で一貫性のない取扱いを受けているとの報告が欧州企業から依然としてあり、特に考慮する必要がある。我々は、国税庁（NTA）が正式な回答文書制度に基づいて寄せられた個別の要請に対応するだけでなく、決定や追徴金に対する根拠などの説明を標準的な慣行として書面で示すことを提言する。また、決定と説明は、関係する納税者の匿名性を保護するような形式で、定期的に公表されるべきである。
4. 更に我々は、金融サービス業界における理解と透明性を向上させる取り組みを規制当局が行えば、金融サービス貿易と新たな金融商品の開発を大幅に飛躍させられると考える。従って、我々は、金融庁（FSA）が以下の措置を講じることを提言する。
 - 法律、規制、ガイドラインの解釈に関する法的拘束力のあるガイドラインを体系

的に策定、公表、更新する。

- 関係する事業者の匿名性を保護するような形式で「法令解釈に係る書面」を一方的に公表することにより、法律、規制、ガイドラインの解釈に関する助言を必要に応じて金融サービス業界全体に示す。
- 規制下にある事業者に対して、さらなる処分やより厄介な処分を引き起こす恐れを伴うことなく、個々の担当官や検査官による解釈に異議を唱える機会を与える。

1-J-3 より効率的な製品認定システムの構築

1. 革新的な新製品を日本市場に導入するために多くの時間とコストを要するという問題は、依然として人間と動物のヘルスケアの分野において提供できる治療の種類と質を制限しており、企業にとってのビジネス上の問題であるだけでなく、日本国民にとっても問題となっている。日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立するべきである。
 - 医療機器の認証プロセスを短縮化すること。すなわち、外国臨床試験データの受け入れを進めること、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice : GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System : QMS)」の要件と国際基準との整合化を図ること、2005年の薬事法改正を受けて基本方針を確立し、全ての申請者が利用しやすいガイドラインを明確化するべきである。何よりも、GCP 関連の要件は現在、工数と申請手数料の点で申請者に耐えがたい負担を課しており、この要件を緩和する必要がある。
 - 日本の GCP と日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められた GCP の間の相違を解消すること。そのためには、相談業務と承認審査を担当する医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の職員の数と質を高める必要がある。
 - 1年という標準的な行政審査期間を順守することにより、動物用医薬品の製品承認プロセスを改善すること。我々は、行政手続きを効率化、迅速化し、科学的に根拠のない不必要な要件を撤廃することによりこれを達成できると考える。

1-J-4 サービス分野でのより自由で開かれた競争の保証

1. WTO加盟国は、サービス貿易の漸進的な自由化にコミットしている。我々は、日本政府がこのコミットメントに従い、日本のサービス市場において自由競争が欠如した状態にあるという問題に対処するよう強く要請し、特に以下の措置を講じることが求める。
 - 金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、証券取引法の第 65 条 (新・金融商品取引法の第 33 条) を改正し、規制枠組みを国際基準に合致させ、金融グループが諸外国における場合と同様に日本国内の組織を編成できるようにすべきである。

- 公平な競争条件を確保できるように日本郵政公社の民営化を実施すること。簡保事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の支配的地位を利用して内部相互補助を行うことを避けるために、競争保護を目的とした措置を確立する必要がある、それまでは拡大を制限すべきである。同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。
- 日本における航空運賃の販売、価格設定、決済方法に関する規制を緩和し、インターネットを通じた販売も含めて、航空会社が透明な方法で、消費者に対して運賃を直接提供できるようにするべきである。

1-J-5 外国人居住者に対する不要な行政手続きの廃止

1. 日本政府は、ビザを保持する外国人が再入国する場合に別途に再入国許可を取得することを義務づける制度を廃止し、ビザが発行された時点で、自由な出国及び再入国が自動的に認められるようにすべきである。

1-J-6 外国直接投資の促進

1. 日本政府は、世界経済への日本企業のさらなる参加と日本経済への外国企業のさらなる参加を通じて、成長を促進すべきである。この目的を達成するため、また純粋な日本企業が関与する株式交換に適用される取扱いに合わせて、日本企業と外国企業の株式交換によって生じる含み益に対する課税猶予を認めるべきである。
2. 海外直接投資（FDI）の重要な促進手段として、日本政府は、2007年5月に導入された三角合併制度の下で生じる株式交換に対して、その合併が総合的な相乗効果を生み出す条件を満たすことが確認された場合には、課税猶予を暫定的に認めるべきである。
3. 日本政府はまた、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知を伴わずに変更されることのないようにすべきである。これに関連して、我々は、日本政府に対し、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

【対EU政府提言】

1-E-1 EUの会社法政策

1. 我々は、法人登記住所のクロスボーダーの移転を当該企業の清算、新設を行わずに可能とする第14号会社指令の早期提案、採択及び実施を要望する。
2. 我々は、欧州非公開会社法の早期導入を要望する。

1-E-2 在欧邦人移動の円滑化

1. 長期居住者のステータスに関する指令の加盟国導入期限が過ぎているが、欧州委員会は、加盟国における実施状況を早急に報告するべきである。
2. 長期居住者のステータスに関する指令は、イギリス、アイルランド、デンマークには適用されない。イギリスにおける日本人人口はEU内最大であるが、この指令の恩恵を受けることが出来ない。イギリス政府は、是正策を導入するべきである。
3. 欧州委員会は、2007年プロGRESS・レポートの中で“**Intra-corporate transferees**”に関する指令の起草を2008年に開始するとしているが、その中には次の点が含まれるべきである。
 - 企業派遣者に関し、労働許可証あるいは自営業の滞在許可証を任地国に赴任後に申請することを認める規定。
 - EU内での自由な移動に関する規定。
 - 配偶者に許可証本人と同等あるいは同様の権利を自動的に付与する規定。

1-E-3 共同体特許及び特許審査ハイウェイ

1. 我々は、2007年4月に欧州委員会が欧州議会及び評議会に対し「欧州における特許制度の向上」と題した共同体特許を支持する提言を行ったことを評価する。我々は、EU及びその加盟国が、出来る限り早期に共同体特許を採択し実施するよう強く求める。
2. 特許審査ハイウェイは、それに参加する国の特許庁において特許として認められた出願の審査結果を、他の特許庁で利用・共有することにより、特許審査を簡素化し、その質を向上させるものである。従って、特許審査ハイウェイは審査を早期化し改善するという点で、出願人にとって非常に有益である。日本国特許庁(JPO)は、英国知財庁(UKIPO)と2007年7月から特許審査ハイウェイの試行を開始する。我々は、日欧の出願人の利益のためにも、欧州特許庁(EPO)やその他のEU加盟国特許庁が特許審査ハイウェイに参加するよう強く求める。

1-E-4 模造品・海賊版・密輸品対策

1. 07年1月からEU加盟国が27カ国に拡大したが、我々は、これまで以上にEU内外の国において模造品、模造品、密輸品の取り締まりが強化、推進されることを期待する。

1-E-5 EU経済の競争力強化

1. オーディオビジュアル製品、乗用車等の高関税の是正；

EUは、国際競争力の最前線にあり、本来ならば保護ではなく競争刺激を必要とする筈の一部の産業分野を高関税により保護している。EU経済及び域内産業の競争力強化を目指したリスボン戦略の観点に立ち、オーディオビジュアル製品や乗用車等の一部の製品に課されている高関税の撤廃或いは大幅な削減を実施すべきである。

2. 関税分類；

関税分類の問題の根は、基本的にそれによって最終の関税率が決定されることにある。特に、電気・電子機器分野では、WCOでの関税分類のルールが、デジタル技術の急速な発展に追随できていないため、従来からの分類では現状にそぐわず、分類作業を困難かつ複雑にしている。EUでのIT関連製品の関税分類決定に関しては、プロセスの透明性、迅速性、また、分類結果の予見性の欠如が依然として指摘されている。HS条約のルールを考慮しながらも、その限界を勘案し、EUとしても根本的な解決を図る方法を積極的に発案され、実質的な解決に向けて尽力することを引き続き求める。

3. CO₂削減のためのインテグレートド・アプローチ；

2007年2月に発表された欧州委員会のCO₂コミュニケーションでは、2012年の目標値である120g/Kmに対して、自動車単体の技術的な改善により乗用車の平均燃費値130g/Kmの達成を義務付けるとしている。自動車からのCO₂排出削減のためには、自動車メーカーの努力による自動車単体の技術的な改善が求められるのは勿論のことだが、それ以外にも道路や交通流の改善、燃料の改良、運転者へのエコドライブ教育、低燃費車普及のための政府の財政支援策など、全てのステークホルダーが一丸となって取り組む必要がある。我々は、Integrated Approach と呼ばれるこうした社会全体での取り組みを支持する。

4. ベター・レギュレーションの徹底；

既存の規制を見直す場合でも、新たな規制を制定する場合でも、経済や産業の競争力を維持し、強化していくという観点からの検討が重要であり、Stakeholder Consultation や Impact Assessment 等の所定の手続きが適切に履行される必要がある。また、そうした規制に対応するための負担を社会全体で担う Integrated Approach も極めて重要である。我々は、こうしたベター・レギュレーションに向けた欧州委員会の取り組みを支持する。

5. 欧州化学品規制（REACH）；

欧州化学品規制（REACH）は、2007年6月から施行されているが、EU内外の企業活動の国際化の進展に鑑み、EU政府は、途上国に対して本規制を遵守するための

教育やキャパシティ・ビルディングのための対策を講じるべきである。また、本規制への対応に関連するサプライチェーンの中に途上国企業が含まれている場合には、一定のリードタイムや猶予期間を設けるべきである。

以 上